

昭和六十三年文部省・厚生省令第三号

義肢装具士学校養成所指定規則

第三十六条の規定に基づき、義肢装具士学校養成所指定規則を次のように定める。

(二)の省令の趣旨

義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)

第一号。以下「法」という。第十四条第一号から第二号までの規定に基づく学校又は義肢装具士養成所(以下「養成所」という。)の指定に

関しては、この省令の定めるところによる。

前項の学校とは、学校教育法(昭和六十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第一百二十四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

(指定の申請手続)

第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣

又は都道府県知事(以下「行政庁」という。)の指定を受けようとするときは、その設置者は

次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第八十九号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を

行政庁に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、

名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名及び履歴

七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録

十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名

(法人にあつては、名称)並びに当該施設における実習用設備の概要(施設別に記載すること。)

十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

(変更の承認及び届出)

第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成所(以下「指定施設」という。)の設置者は、前項第一項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

前項第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請に準用する。

第三条 指定施設の設置者は、前条第一項第五号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項又は同項第三号に掲げる事項又は入学定員又は入所定員に關する事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請に準用する。

る義肢装具の製作適合等に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後五年以上業務に従事した義肢装具士(以下「業務経験五年以上の義肢装具士等」という。)であること。ただし、業務経験五年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

つては、一学級増すごとに一を加えた数)とすることができる。

医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の義肢装具士等であること。ただし、業務経験五年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。

法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所を有すること。

二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

三 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

四 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

五 一学級の定員は、十人以上三十人以下であること。

六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。



年四月一日から、別表第三の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

基礎分野	教育内容	専門基礎	専門分野	科学的思考の基盤	人間と生活
専門分野		分野	専門基礎	人体の構造と機能及び心身の発達	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進
器具学 義肢学	基礎義肢装具学 における工学	義肢装具領域に リハビリテーションの理念	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	九 四 十	盤 人間と生活
十二 八 十七			十三		単位数 十四

令和六年四月一日において現に法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

令和七年四月一日において現に法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

**別表第一（第四条関係）**

单立数

位以上は製作実習  
作所において行  
原所において行う

機能及び  
十 数 単位

		備考			
		合計	臨床実習	福祉用具学	
別表第二（第四条関係）	教育内容	二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第十三条各号に掲げる学校・文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目についての、免除することができる。			
		単位数	単位数	単位数	単位数
合計	専門分野	野基礎分専門	人体の構造と機能及び心身の発達	十	十
	専門分野	基礎義肢装具学	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	七	七
	専門分野	義肢学	保健医療福祉トリハビリテーションの理念	八	八
	専門分野	装具学	義肢装具領域における工学	十七	十二
九七十	臨床実習	福祉用具学		十三	十八

単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条 第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十分間」と読み替えるものとする。

行う実習でこの及び三単習九教育に修施法施行門学